

三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務

設計業務委託特記仕様書

三重大学施設部			
部長	課長	副課長	担当者
園田	安田	森	中川 伊達 後藤

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 設計業務名 三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務
2. 計画施設概要
 - （1）施設名称 第二食堂
 - （2）敷地の場所 三重県津市栗真町屋町1577（三重大学上浜団地構内）
 - （3）施設用途 福利施設（食堂）
3. 履行期限 令和8年4月30日（木）

4. 設計と条件

- （1）敷地の条件
 - a. 敷地の面積 528,341㎡
 - b. 用途地域及び地区の指定 準住居地域、近隣商業地域、法22条区域
- （2）施設の条件
 - a. 施設の延床面積 ※（4）設計と条件による
 - b. 主要構造及び階数
- （3）建設の条件
建設工期 別添資料①による
- （4）設計と条件
詳細な設計条件 別添資料①設計業務概要書
別添資料②配置図
別添資料③～⑥改修（案）

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）（令和6年版）」による。

1. 特記仕様書の適用

- （1）特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。
- （2）表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- （3）——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

2. 設計業務委託特記仕様書における読替等

- （1）公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

~~4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行~~

~~受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。~~

~~5. 計画通知における設計者~~

~~計画通知における設計者は次による。~~

- ~~・受注者~~
- ~~・発注者~~

6. 業務範囲

(1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

①実施設計（建築）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
総合（意匠）			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調整及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	
(6) 実施設計内容の説明等		○	
構造			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調整及び関係	(i) 法令上の諸条件の調査	・	

機関との打合せ	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	
(6) 実施設計内容の説明等		・	

③実施設計（設備）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調整及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

~~④実施設計（土木）~~

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	

(2) 法令上の諸条件の調整及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	
(6) 実施設計内容の説明等		・	

⑤設計意図の伝達

業 務 内 容	委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	・	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	・	
※遅滞ない設計意図伝達の実施について 設計者が設計意図を遅滞なく伝達することが、工事の生産性向上に資することを十分認識した上で、常に工事の工程を確認し業務を実施すること。工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること。 ※ワンデーレスポンス ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。 本業務受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。なお、質問、協議の内容により、ワンデーレスポンスの実施において即日の対応が困難な場合は監督職員と協議の上、期限を確認するとともに、これを遵守すること。		

(2) 追加業務

○積算業務（意匠・~~構造~~・設備）

- 積算数量算出書の作成（数量調書の作成を含む。）
- 単価作成資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 工事費内訳書の作成（直接工事費の算出までとし、共通費の算出は含まない。ただし、積み上げによる共通費の算出は含む。）

○透視図作成

〔種類（各建物：外観１方向、内観１方向づつ） 判の大きさ（Ａ３）、枚数（各１枚）、額の有無（有）及び材料（アルミ）〕 画像データで提出

・透視図の写真撮影

〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕

・模型作成

〔縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）及び材質（ ）〕

・模型の写真撮影

〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕

・許可申請・計画通知手続き業務（手数料を含む）

○消防法等の関係法令の確認及び関係機関との打合せ業務

・市区町村指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の提出、日影図の作成）

・建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・防災計画評定又は防災性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・構造評定又は構造性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

○コスト縮減検討報告書の作成

設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。

○ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の算定

各段階（基本設計、実施設計）に応じた算定方法（略算法、精算法）により、ＬＣＣの検討を行う。

○グリーン購入計画書の作成

設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として取りまとめを行う。

○リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建築副産物対策（発生抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

○環境保全性能評価の実施

設計成果について、下記により評価を実施し、その結果を提出する。（手数料を含む。）

① 建築環境総合性能評価システムの評価（ＣＡＳＢＥＥ－建築）

② 生涯二酸化炭素排出量（ＬＣＣＯ２）の評価（ＣＡＳＢＥＥ－建築）

③ 建築物の省エネルギー性能指標の算定（Ｎｅｔ Ｚｅｒｏ Ｅｎｅｒｇｙ
Ｂｕｉｌｄｉｎｇ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

○工事工程表の作成

・住民説明用資料の作成及び支援

○法チェック図

・施設利用者とのヒアリングへの参加・とりまとめ
（平面計画の協議にも参加すること）

7. 業務の実施

（１）一般事項

① 業務は、提示された設計と条件、適用基準類によって行う。

② 業務に先立ち又は業務期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じて設計と条件の修正を行う。

③ 提示された設計と条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討を行い、必要に応じて内容の修正を行ったうえで実施設計のための基本事項を確定する。

- ④ 業務の着手にあたり、目標となる工事費は監督職員と協議するものとする。
- ⑤ 実施設計図書の作成に必要な現地調査は業務内容に含まれるものとする。

(2) 環境保全性能

次の評価書の作成については、以下のとおり作成すること。

- ① 建築環境総合性能評価システム（C A S B E E）による建築物の環境効率（B E E 値）が1.0以上となることとする。
 ※C A S B E EはI B E C s 一般財団法人住宅・建築S D G s 推進センターのものとする。
- ② 建築物の省エネルギー性能指標の算定は、B E I（B E I m） $\leq$ 0.50（Z E B r e a d y）の性能を確保しているものとし、次の資料を提出すること。
 - ・「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）」若しくは「モデル建物法入力支援ツール」による算定結果：p d f 形式
 - ・Z E B 認証の評価書（写）：p d f 形式

~~(3) 環境配慮型プロポーザル方式において実施すべきと判断した技術提案
 技術提案書で提案された内容については、実現にむけて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行い、監督職員の承諾を得て遂行すること。~~

(4) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ① 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ② その他（ ）

(5) 適用基準類

関係法令のほか、次の基準等による。ただし、記載された基準類が最新のもので無いことが判明した場合、監督職員に報告のうえ協議すること。

- ① 共通
 - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（統一基準）（平成25年版）
 - 官庁施設の環境保全性基準（統一基準）（令和7年版）
- ② 建築
 - 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和7年版）
 - 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（令和7年版）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和7年版）
 - 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（令和7年版）
 - ・建築構造設計指針（令和6年版）
 - ・公共建築木造工事標準仕様書（統一基準）（令和7年版）
 - ・
- ③ 建築積算
 - 公共建築工事積算基準（統一基準）（平成28年版）
 - 公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（令和7年版）
 - 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和7年版）
 - 公共建築数量積算基準（統一基準）（令和5年版）
 - 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和5年版）
 - 公共建築工事見積標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和7年版）
 - 公共建築工事積算基準等資料（令和7年版）
 - ・

④ 設備

- 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和 7 年版）
- ~~・文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和 4 年版）~~
- 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和 7 年版）
- 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（令和 7 年版）
- ~~・文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（令和 4 年版）~~
- 文部省電気設備工事設計資料（平成 8 年版）※
- 建築設備耐震設計・施工指針（平成 26 年版）
- 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和 7 年版）
- 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和 7 年版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和 7 年版）
- 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（令和 7 年版）
- ~~・文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成 31 年版）~~
- 文部省機械設備工事設計資料（平成 8 年版）※

⑤ 設備積算

- 公共建築工事積算基準（統一基準）（平成 28 年版）
- 公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（令和 7 年版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和 7 年版）
- 公共建築設備数量積算基準（統一基準）（令和 5 年版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（設備工事編）（令和 5 年版）
- 公共建築工事見積標準書式（統一基準）（設備工事編）（令和 7 年版）
- 文部科学省建築工事標準単価積算基準（特記基準）（平成 31 年版）
- 公共建築工事積算基準等資料（令和 7 年版）

~~⑥ 土本~~

- ・文部科学省土木工事標準仕様書（令和 4 年版）

~~⑦ 土本積算~~

- ・文教施設工事積算要領（土木工事）（令和 3 年版）

（6）参考資料

- 業務の実施に当たり、参考とする資料は次のものとする。
- ・建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成 31 年版）
 - 三重大学キャンパスマスタープラン 2018
 - 三重大学建築工事設計図書作成資料

（7）適用基準類及び参考資料の貸与

適用基準類及び参考資料のうち※印を付したものは、1 部貸与することが出来る。

8. 成果物及び提出部数等

（2）実施設計

成 果 物	原図	陽画焼 又は複写	製本形態	摘 要
a. 総合（意匠） ○総合設計図 特記仕様書 案内図・配置図	各 1 部	部	片綴製本	A 3 判

求積図 仕上表 平面図 断面図 矩計図 平面詳細図（必要に応じて） 展開図（必要に応じて） 天井伏図 建具表 部分詳細図・サイン 外構図 ◎各種計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書	各 1 部 各 部 各 部	部 部		A 4 判 申請書の様式 に準ずる
b.構造 ・構造設計図 特記仕様書 伏図 平面図 軸組図 部分断面図 標準詳細図 部分詳細図 ・構造計算書 ・工事費概算書 ・計画通知図書	各 部 各 部 各 部 各 部	部 部 部	片綴製本	A 3 判 A 4 判 申請書の様式 に準ずる
c.設備（電気設備） ◎電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図	各 1 部		片綴製本	A 3 判

[広場・歩道舗装] ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 横断面図 ・ 標準横断面図 ・ 舗装詳細図 ・ 広場・歩道附属施設詳細図 ・ [排水工] ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 構造詳細図 ・ [共同溝] ・ 平面図 ・ 縦断面図 ・ 構造詳細図 ・ [法面保護] ・ 平面図 ・ 展開図 ・ 構造詳細図 ・ [運動場] ・ 平面図 ・ 排水計画図 ・ 構造詳細図 ・ [環境緑化] ・ 平面図 ・ 構造詳細図 ・ [取りこわし及び舗装補修] ・ 平面図 ・ 構造詳細図 ・ [その他] ・ 各種計算書 ・ 工事費概算書 ・ 計画通知図書 ・ ・				
h. 建築積算（外構・構造含む） ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 単価作成資料 ○ 見積検討資料（見積書含む） ○ 建築工事 工事費内訳書 ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	部 部 部 部 部		A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判

◎消防法関係法令図書 ・既設建物一覧表 ・敷地求積図	各 1 部 各 部 各 部	部 部		申請書の様式 に準ずる A 4 判 A 3 判
m.その他 ◎各記録書 ・	各 1 部			A 4 判
n.電子データ ◎ a ～ m までの電子データ (※印は除く)				

(注) : 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計を言う。

: 「構造」の成果物は、総合（意匠）実施設計の成果物の中にも含めることもできる。

: 設計図は、適宜、追加・削除してもよい。

: 改修工事の設計図書は、既設図に関しても作成すること。

: 積算数量算出書には、拾い図等を含む。

: ~~原図は、マイラーフィルムにて提出すること。~~

: 製本形態の記載されていない成果物は、パイプ式ファイルにて提出すること。

: 成果物は、監督職員の指示により、製本し、原図はケース収納とする。

9. 成果物の体裁等

(1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示・押印、工事名、図面名称、縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の欄を設ける。

(2) 電子データの成果物は下記による。

①電子媒体

◎ C D - R (他の記録媒体とする場合は監督職員と協議する)

② ファイル形式

設計図は、J W - C A D 又は D X F 形式 及び P D F 形式

その他の計算書等は、E X C E L ・ W O R D 形式等 及び P D F 形式

③電子媒体の提出は、別紙 1 のとおりとする。なお、電子データの成果物に対する共通仕様書に基づく署名又は捺印は、別紙 1 の措置をもって代えることとする。

④提出された C A D データは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に設計業務委託契約要項第 8 条第 1 項の規定の範囲で利用することができる。

別紙 1 電子媒体の提出について

電子媒体の提出は以下の通りとする。

- 1) CD-R のラベルに直接署名又は捺印を行う。
- 2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、下に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。



CD-R のラベル記載例

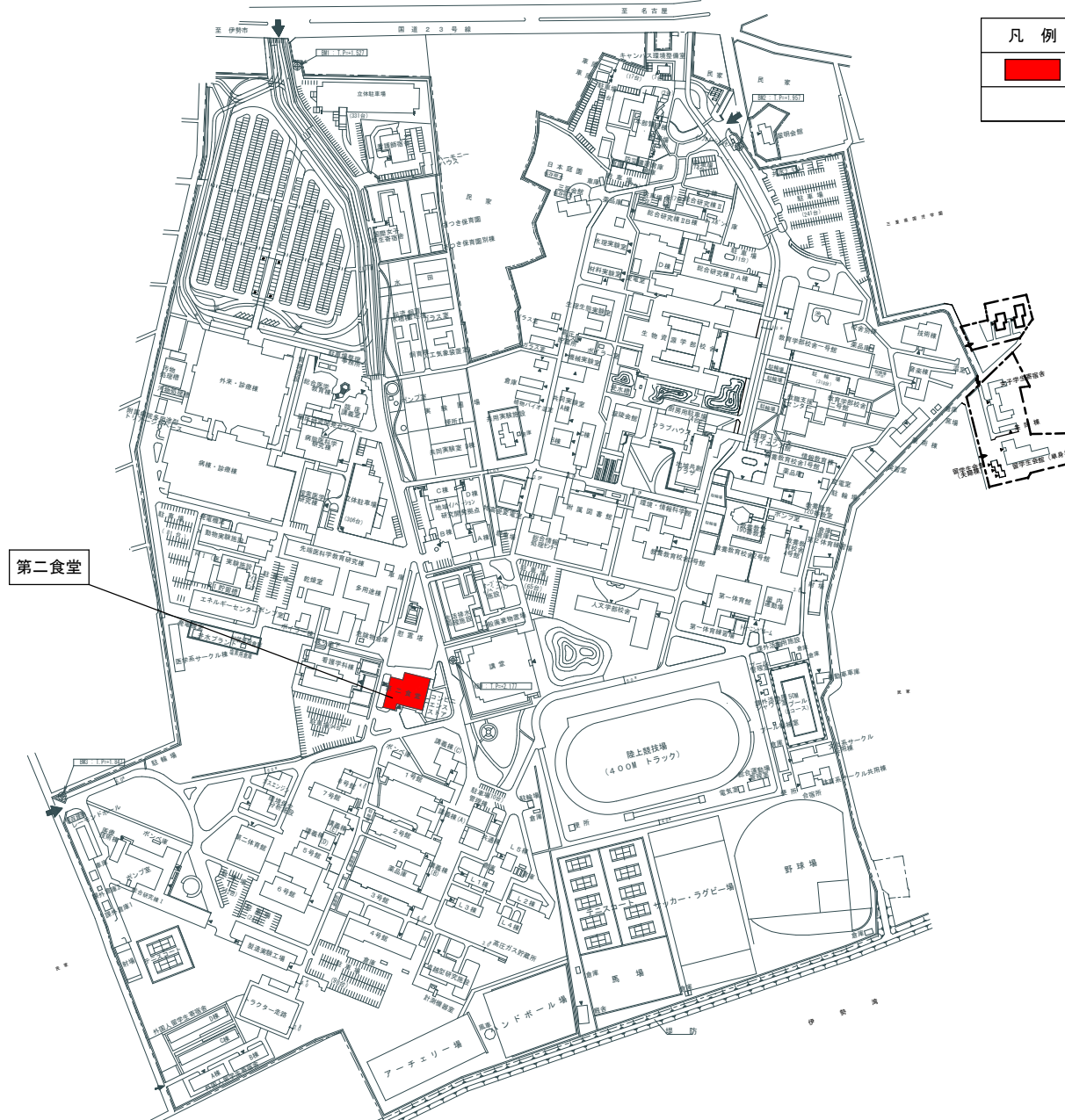
電子媒体納品書					
主任監督職員 殿					
受注者 (住所) (氏名)					
(管理技術者 氏名)					
下記のとおり電子媒体を納品します。					印
記					
工事名				工事番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
備考					

電子媒体納品書の書式例

設計業務概要書

年 度		令和7年度			配置図等		別添資料②による。													
設計業務名		三重大学(上浜)地域共創プラザⅡ改修設計業務																		
発注工事名(予定)		三重大学(上浜)地域共創プラザⅡ改修その他工事					Ⅰ. 設計内容 第2食堂は昭和51年(経年48年)の建設後、平成6年(経年29年)に大規模改修を実施している。その後も、一部の老朽改善や機能改善を実施しているが、照明設備や空調設備、給排水設備および内外装仕上げの老朽化が著しい。また、食堂は営業時間(11時～13時30分)以外には利用されていない。 これらの課題から、次の3項目 「食堂の営業時間外の利用促進」 「学生・教職員の満足度向上」 「建物の長寿命化」 について、建物を全面改修し改善を行うための設計業務である。													
		三重大学(上浜)地域共創プラザⅡ改修電気設備工事																		
		三重大学(上浜)地域共創プラザⅡ改修機械設備工事																		
工事場所		三重県津市栗真町屋町1577(三重大学上浜団地構内)																		
完成期限		令和8年4月30日(木)																		
設計概要	設計範囲表	棟名称	第二食堂																	
		工事種別	模様替																	
		構造・階数	R1																	
		建築面積	(1,046)㎡																	
		延べ面積	(997)㎡																	
		改修延べ面積	997㎡																	
		改修延べ面積計			997㎡															
			()内の数値は、当該既設建物の面積																	
	模様替内容	外壁改修																		
		建具改修																		
		内装改修																		
		塗装改修																		
		環境配慮改修																		
		電気設備改修																		
		機械設備改修																		
その他	屋外環境整備																			

事 項	令和7年度					令和8年度													
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1				
設計業務	契 約																		
	ヒアリング																		
	設 計																		
工 事						契 約													
									工 事										
								準 備					移 転						



凡 例	内 容
■	業務対象建物

設計業務名

三重大学(上浜)地域共創プラザⅡ修設計業務

配 置 図

1/6000

地域共創プラザII改修計画（案）について（1/4）

現 状

第2食堂は昭和51年（経年48年）の建設後、平成6年（経年29年）に大規模改修を実施している。その後も、一部の老朽改善や機能改善を実施しているが、照明設備や空調設備、給排水設備および内外装仕上の老朽化が著しい。

また、食堂は営業時間（11時～13時30分）以外には利用されていない。

課 題

◆食堂の有効利用

◆施設の老朽化

現状の食堂平面図



建物概要

- ◆ 構 造 鉄筋コンクリート造
1階建て
- ◆ 建築面積 1,046㎡
- ◆ 延べ面積 997㎡

現状写真



① 配膳



② 食堂



③ ホール



④ MWC（男子トイレ）



⑤ エントランス付近外壁



⑥ 食堂前緑地帯

地域共創プラザII改修計画（案）について（2/4）

改修の目的と概要

現状の第2食堂の課題を踏まえ、次の3項目「食堂の営業時間外の利用促進」「学生・教職員の満足度向上」「建物の長寿命化」の点から、改修・改善項目を検討する。

◆食堂の営業時間外の利用促進

●学習スペースとして活用
（9時から20時を想定）

- ・レイアウトの見直し、
- ・電源・通信設備の設置
- ・セキュリティ設備の設置

●多目的な利用への対応

・グループ利用への対応
（ミーティング・学習・食事）

- ・ミーティングルームの整備

・セミナーやイベントへの対応

- ・スクリーン、プロジェクター、音響設備の整備

◆学生・教職員の満足度向上

●食堂・トイレ・ホール・売店のリニューアル

- ・内装、電気設備、給排水設備、空調設備の改修

●人々が集える空間の創出

- ・テラスの設置

◆建物の長寿命化

●厨房の改修

- ・内装、電気設備、給排水設備、空調設備の改修（乾式、オール電化）

●外壁の改修

◆食堂の営業時間外の利用促進（案）

想定利用時間

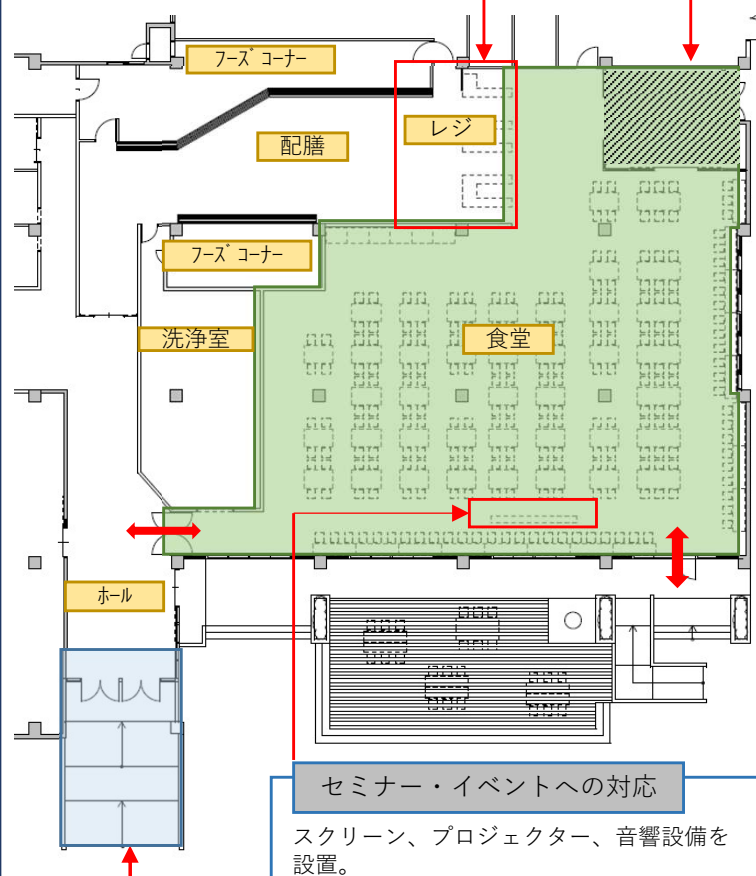
9時から20時

※食堂営業時間

11時から13時30分

動線の見直し

レジの配置を見直し、食堂営業時間外利用時のセキュリティ強化と、食堂の有効活用を図る。



セミナー・イベントへの対応

スクリーン、プロジェクター、音響設備を設置。

スロープの設置

バリアフリーなど建物利用者の利便性向上。

ミーティングルーム

小人数でのミーティングやグループでの学習や食事に利用。



食堂レイアウト

- ・利用人数に応じたテーブルの配置。
- ・個人でも利用しやすいカウンターテーブルの設置。
- ・電源、通信設備の設置



【凡例】

緑色・・・食堂営業時間外利用範囲

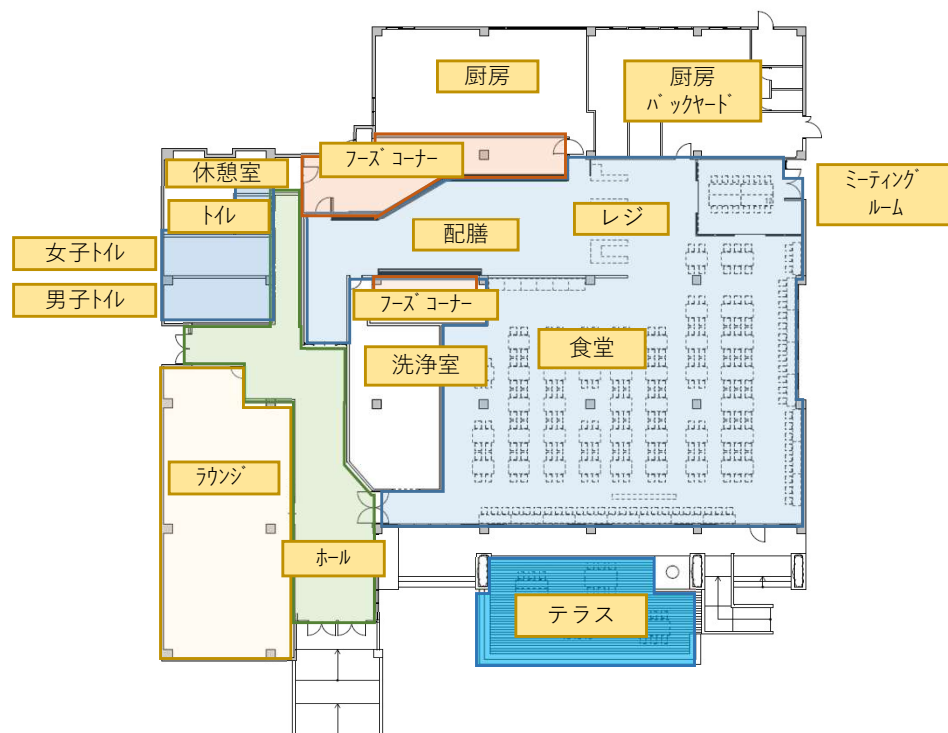
赤い矢印・・・時間外利用出入口（セキュリティの設置）



◆学生・教職員の満足度向上（案）

「学生・教職員の満足度向上」につながる内装改修の順序（案）

食堂 > トイレ > ホール > ラウンジ > フーズコーナー



ラウンジ

多目的に学生・教職員が使用



トイレ

清潔感があるトイレに改修



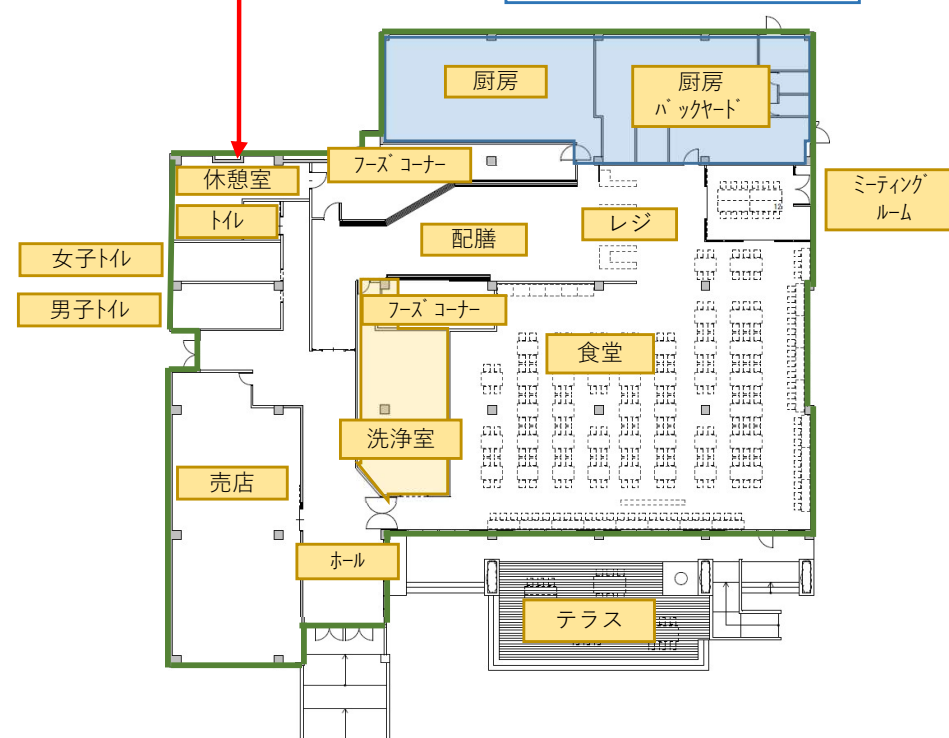
テラス

学生・教員が集えるスペース



◆建物の長寿命化

建具の改修
外壁の改修
建物の劣化防止と美観の向上



厨房

オール電化と、ドライシステムの導入



現状写真



正面外観



食堂内観

完成イメージ



正面外観



食堂内観